

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部を改正する法律案 新旧対照条文 目次

○ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）（抄）	1
○ 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）（抄）（附則第十一条関係）	40
※都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和八年法律第 号）による改正後の条文	
○ 独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）（抄）（附則第十一条関係）	41
※老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律（令和七年法律第四十七号）による改正後の条文	
○ 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（抄）（附則第十二条関係）	42
○ 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）（抄）（附則第十四条関係）	44
○ 国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）（抄）（附則第十五条関係）	46

○ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
建築物のエネルギー消費性能の向上及び脱炭素化の促進に関する法律 目次 第一章 総則（第一条―第二条） 第二章 基本方針等（第三条―第五条） 第三章 エネルギー消費性能の向上に係る措置 第一節 総則（第六条―第九条） 第二節 建築主の基準適合義務等（第十条―第二十条） 第三節 分譲型一戸建て規格住宅及び分譲型規格共同住宅等に係る措置（第二十一条―第二十三条） 第四節 請負型一戸建て規格住宅及び請負型規格共同住宅等に係る措置（第二十四条―第二十六条） 第五節 販売事業者等による建築物の販売等に係る措置（第二十七条・第二十八条） 第六節 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等（第二十九条―第三十五条） 第四章 登録建築物エネルギー消費性能判定機関等 第一節 登録建築物エネルギー消費性能判定機関（第三十六条―第五十二条） 第二節 登録建築物エネルギー消費性能評価機関（第五十三条―第五十九条） 第五章 建築物再生可能エネルギー利用促進区域における措置（第六十条―第六十四条） 第六章 建築物通算炭素排出量評価に係る措置等	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 目次 第一章 総則（第一条・第二条） 第二章 基本方針等（第三条―第九条） 第三章 建築主が講ずべき措置等 第一節 建築主の基準適合義務等（第十条―第二十条） 第二節 分譲型一戸建て規格住宅及び分譲型規格共同住宅等に係る措置（第二十一条―第二十三条） 第三節 請負型一戸建て規格住宅及び請負型規格共同住宅等に係る措置（第二十四条―第二十六条） 第四章 販売事業者等による建築物の販売等に係る措置（第二十七条・第二十八条） 第五章 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等（第二十九条―第三十五条） 第六章 登録建築物エネルギー消費性能判定機関等 第一節 登録建築物エネルギー消費性能判定機関（第三十六条―第五十二条） 第二節 登録建築物エネルギー消費性能評価機関（第五十三条―第五十九条） 第七章 建築物再生可能エネルギー利用促進区域における措置（第六十条―第六十四条） 第八章 雑則（第六十五条―第六十八条） 第九章 罰則（第六十九条―第七十六条）

第一節 総則（第六十四条の二・第六十四条の三）

第二節 建築物通算炭素排出量評価指針（第六十四条の四）

第三節 建築主に係る措置（第六十四条の五―第六十四条の八）

第四節 建築材料等製造等事業者に係る措置（第六十四条の九）

第七章 建築物環境性能の認証（第六十四条の十一―第六十四条の十二）

第八章 登録建築物環境性能認証機関（第六十四条の十三―第六十四条の十八）

第九章 雑則（第六十四条の十九―第六十八条）

第十章 罰則（第六十九条―第七十六条）

（目的）

第一条 この法律は、社会経済情勢の変化に伴い建築物におけるエネルギーの消費量が著しく増加し、かつ、建築物が建築生産等の各段階において環境に負荷を与える側面があることに鑑み、建築物のエネルギー消費性能の向上及び脱炭素化の促進に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合性を確保するための措置、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定その他の措置を講ずることにより、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）と相まって、建築物のエネルギー消費性能の向上を図り、及び建築物通算炭素排出量評価その他の措置を講ずることにより、建築物の脱炭素化の促進を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の安定向上に寄与することを目的とする。

（基本理念）

附則

（目的）

第一条 この法律は、社会経済情勢の変化に伴い建築物におけるエネルギーの消費量が著しく増加していることに鑑み、建築物のエネルギー消費性能の向上及び建築物への再生可能エネルギー利用設備の設置の促進（以下「建築物のエネルギー消費性能の向上等」という。）に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合性を確保するための措置、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定その他の措置を講ずることにより、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）と相まって、建築物のエネルギー消費性能の向上等を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の安定向上に寄与することを目的とする。

第一条の二 建築物のエネルギー消費性能の向上及び脱炭素化（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第一百七号）第

（新設）

二条の二に規定する脱炭素社会の実現に寄与することを旨として、社会経済活動その他の活動に伴って発生する温室効果ガス（同法第二条第三項に規定する温室効果ガスをいう。次条第一項第五号において同じ。）の排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化を行うことをいう。以下同じ。）の促進の取組は、自然災害による被害の発生防止又は軽減その他の建築物の安全性、健康の増進その他の建築物の快適性その他の建築物に必要な性能を確保するとともに、建築物の取得又は賃借に当たつての国民の負担能力を考慮しつつ、長期にわたり良好な状態で使用することができ、建築物の確保が図られ、かつ、我が国経済の成長に資するものとなることを旨として行われなければならない。

2| 建築物のエネルギー消費性能の向上及び脱炭素化の促進の取組は、建築物の建築が多様な主体により担われていることに鑑み、建築主（建築物に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。以下同じ。）、建築物の設計又は施工を行う事業者、建築物の所有者、管理者、占有者又は利用者、建築材料等製造等事業者（建築材料又は建築設備（以下「建築材料等」という。）の製造、加工又は輸入（以下「製造等」という。）を行う事業者をいう。以下同じ。）その他の関係者が相互に連携を図ることにより、その取組の効果を一層高めることを旨として行われなければならない。

3| 建築物の脱炭素化の促進のため、その設計及び施工に当たっては、建築物の建築が限りある資源を活用して行うものであるとともに、その解体に伴い多量の廃棄物が生ずるものであることに鑑み、建築物の解体により生じた廃棄物又は建築物に関する工事に伴い副次的に得られた物品の全部又は一部を部品又は原材料の一部として利用した建築材料等の利用その他の環境への負荷の低減が図られるよう配慮しなければならない。

(定義等)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 (略)

二 建築 建築物の新築、増築又は改築をいう。

三・四 (略)

五 建築物通算炭素排出量 建築生産等（建築物に使用され、又は設置される建築材料等の製造等並びに当該建築物の建築、修繕、模様替、使用、維持保全及び解体（その解体により生ずる廃棄物の廃棄を含む。）をいう。）の各段階において排出される炭素量（温室効果ガスその他これに類するものとして国土交通省令で定める物質の量を二酸化炭素に換算した量をいう。第六十四条の二第四項において同じ。）を通算した量をいう。

六 建築物通算炭素排出量評価 建築物通算炭素排出量を算定し、当該算定に係る建築物の環境への負荷について評価すること

七 建築主等 建築主又は建築物の所有者、管理者若しくは占有者をいう。

八 (略)

2 (略)

(基本方針)

第三条 国土交通大臣は、建築物のエネルギー消費性能の向上及び脱炭素化の促進に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 建築物のエネルギー消費性能の向上及び脱炭素化の促進の意

(定義等)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 (略)

(新設)

二・三 (略)

(新設)

(新設)

四 建築主等 建築主（建築物に関する工事の請負契約の注文者

又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。以下同じ。）又は建築物の所有者、管理者若しくは占有者をいう。

五 (略)

2 (略)

(基本方針)

第三条 国土交通大臣は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する基本的な方針（以下この条、第三十条第一項第二号及び第六十条第一項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 建築物のエネルギー消費性能の向上等の意義及び目標に關す

義及び目標に関する事項

二 建築物のエネルギー消費性能の向上及び脱炭素化の促進のための施策に関する基本的な事項

三 建築物のエネルギー消費性能の向上及び脱炭素化の促進のために建築主等が講ずべき措置に関する基本的な事項

四 (略)

五 第六十四条の四第一項に規定する建築物通算炭素排出量評価指針に関する基本的な事項

六 前各号に掲げるもののほか、建築物のエネルギー消費性能の向上及び脱炭素化の促進に関する重要事項

三 基本方針は、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第三条第一項に規定する基本方針及び地球温暖化の防止を図るための施策に関する国の計画との調和が保たれたものでなければならない。

四 国土交通大臣は、基本方針を定めようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

五・六 (略)

(国の責務)

第四条 国は、建築物のエネルギー消費性能の向上及び脱炭素化の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

二 国は、地方公共団体が建築物のエネルギー消費性能の向上及び脱炭素化の促進に関する施策を円滑に実施することができるよう、地方公共団体に対し、助言その他の必要な援助を行うよう努めなければならない。

三 国は、建築物のエネルギー消費性能の向上及び脱炭素化の促進を図るために必要な財政上、金融上及び税制上の措置を講ずるよう努めなければならない。

四 国は、建築物のエネルギー消費性能の向上及び脱炭素化の促進

る事項

二 建築物のエネルギー消費性能の向上等のための施策に関する基本的な事項

三 建築物のエネルギー消費性能の向上等のために建築主等が講ずべき措置に関する基本的な事項

四 (略)

(新設)

五 前各号に掲げるもののほか、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する重要事項

三 基本方針は、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第三条第一項に規定する基本方針との調和が保たれたものでなければならない。

四 国土交通大臣は、基本方針を定めようとするときは、経済産業大臣に協議しなければならない。

五・六 (略)

(国の責務)

第四条 国は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

二 国は、地方公共団体が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する施策を円滑に実施することができるよう、地方公共団体に対し、助言その他の必要な援助を行うよう努めなければならない。

三 国は、建築物のエネルギー消費性能の向上等を図るために必要な財政上、金融上及び税制上の措置を講ずるよう努めなければならない。

四 国は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する研究、技

に関する研究、技術の開発及び普及、人材の育成その他の建築物のエネルギー消費性能の向上及び脱炭素化の促進を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

5 国は、教育活動、広報活動その他の活動を通じて、建築物のエネルギー消費性能の向上及び脱炭素化の促進に関する国民の理解を深めるとともに、その実施に関する国民の協力を求めるよう努めなければならない。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、建築物のエネルギー消費性能の向上及び脱炭素化の促進に関し、国の施策に準じて施策を講ずるとともに、その地方公共団体の区域の実情に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第三章 エネルギー消費性能の向上に係る措置

第一節 総則

(建築主等及び建築士の努力)

第六条 建築主は、その建築をしようとする建築物について、エネルギー消費性能の一層の向上（建築物エネルギー消費性能基準（第二条第二項の条例で付加した事項を含む。次節において同じ。）に適合する建築物において確保されるエネルギー消費性能を超えるエネルギー消費性能を当該建築物において確保することを行う。）を図るよう努めなければならない。

2・3 (略)

(建築材料に係る指導及び助言)

第九条 経済産業大臣は、建築物のエネルギー消費性能の向上のた

術の開発及び普及、人材の育成その他の建築物のエネルギー消費性能の向上等を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

5 国は、教育活動、広報活動その他の活動を通じて、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する国民の理解を深めるとともに、その実施に関する国民の協力を求めるよう努めなければならない。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関し、国の施策に準じて施策を講ずるとともに、その地方公共団体の区域の実情に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(新設)

(新設)

(建築主等及び建築士の努力)

第六条 建築主は、その建築（建築物の新築、増築又は改築をいう。以下同じ。）をしようとする建築物について、エネルギー消費性能の一層の向上（建築物エネルギー消費性能基準（第二条第二項の条例で付加した事項を含む。次章第一節において同じ。）に適合する建築物において確保されるエネルギー消費性能を超えるエネルギー消費性能を当該建築物において確保することを行う。）を図るよう努めなければならない。

2・3 (略)

(建築材料に係る指導及び助言)

第九条 経済産業大臣は、建築物のエネルギー消費性能の向上のた

め特に必要があると認めるときは、建築物の直接外気に接する屋根、壁又は床（これらに設ける窓その他の開口部を含む。）を通しての熱の損失の防止の用に供される建築材料の製造等を行う事業者に対し、当該建築材料の断熱性に係る品質の向上及び当該品質の表示について必要な指導及び助言をすることができる。

（削る）

第二節 建築主の基準適合義務等

（国等に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定に関する手続の特例）

第十二条 国、都道府県又は建築主事若しくは建築副主事を置く市町村（以下「国等」という。）の機関の長が行う特定建築行為については、前条の規定は、適用しない。この場合においては、次項から第九項までの規定に定めるところによる。

2 9 （略）

（審査のための評価）

第十七条 国土交通大臣は、前条第三項の認定のための審査に当たっては、審査に係る特殊の構造又は設備を用いる建築物のエネルギー消費性能に関する評価であつて、第五十三条から第五十五条までの規定の定めるところにより国土交通大臣の登録を受けた者（以下「登録建築物エネルギー消費性能評価機関」という。）が行うものに基づきこれを行うものとする。

2 （略）

め特に必要があると認めるときは、建築物の直接外気に接する屋根、壁又は床（これらに設ける窓その他の開口部を含む。）を通しての熱の損失の防止の用に供される建築材料の製造、加工又は輸入を行う事業者に対し、当該建築材料の断熱性に係る品質の向上及び当該品質の表示について必要な指導及び助言をすることができる。

第三章 建築主が講ずべき措置等

第一節 建築主の基準適合義務等

（国等に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定に関する手続の特例）

第十二条 国、都道府県又は建築主事若しくは建築副主事を置く市町村（以下この条及び次条第二項において「国等」という。）の機関の長が行う特定建築行為については、前条の規定は、適用しない。この場合においては、次項から第九項までの規定に定めるところによる。

2 9 （略）

（審査のための評価）

第十七条 国土交通大臣は、前条第三項の認定のための審査に当たっては、審査に係る特殊の構造又は設備を用いる建築物のエネルギー消費性能に関する評価（以下「評価」という。）であつて、第五十三条から第五十五条までの規定の定めるところにより国土交通大臣の登録を受けた者（以下「登録建築物エネルギー消費性能評価機関」という。）が行うものに基づきこれを行うものとする。

2 （略）

第三節 分譲型一戸建て規格住宅及び分譲型規格共同住宅
等に係る措置

(特定一戸建て住宅建築主及び特定共同住宅等建築主の努力)

第二十一条 特定一戸建て住宅建築主(自らが定めた一戸建ての住宅の構造及び設備に関する規格に基づき一戸建ての住宅を新築し、これを分譲することを業として行う建築主であつて、前年度に新築した当該規格に基づく一戸建ての住宅(以下「分譲型一戸建て規格住宅」という。))の戸数が政令で定める数以上であるものをいう。以下同じ。)は、第六条第一項及び第二項に定めるもののほか、その新築する分譲型一戸建て規格住宅を次条第一項に規定する基準に適合させるよう努めなければならない。

2 特定共同住宅等建築主(自らが定めた共同住宅等(共同住宅又は長屋をいう。以下この項及び第二十四条第二項において同じ。))の構造及び設備に関する規格に基づき共同住宅等を新築し、これを分譲することを業として行う建築主であつて、前年度に新築した当該規格に基づく共同住宅等(以下「分譲型規格共同住宅等」という。))の住戸の数が政令で定める数以上であるものをいう。以下同じ。)は、第六条第一項及び第二項に定めるもののほか、その新築する分譲型規格共同住宅等を次条第一項に規定する基準に適合させるよう努めなければならない。

(分譲型一戸建て規格住宅等のエネルギー消費性能の一層の向上に関する基準)

第二十二条 経済産業大臣及び国土交通大臣は、経済産業省令・国土交通省令で、分譲型一戸建て規格住宅又は分譲型規格共同住宅等(以下「分譲型一戸建て規格住宅等」という。))ごとに、特定一戸建て住宅建築主又は特定共同住宅等建築主(以下「特定一戸

第二節 分譲型一戸建て規格住宅及び分譲型規格共同住宅
等に係る措置

(特定一戸建て住宅建築主及び特定共同住宅等建築主の努力)

第二十一条 特定一戸建て住宅建築主(自らが定めた一戸建ての住宅の構造及び設備に関する規格に基づき一戸建ての住宅を新築し、これを分譲することを業として行う建築主であつて、その一年間に新築する当該規格に基づく一戸建ての住宅(以下この項及び次条第一項において「分譲型一戸建て規格住宅」という。))の戸数が政令で定める数以上であるものをいう。同項において同じ。は、第六条第一項及び第二項に定めるもののほか、その新築する分譲型一戸建て規格住宅を次条第一項に規定する基準に適合させるよう努めなければならない。

2 特定共同住宅等建築主(自らが定めた共同住宅等(共同住宅又は長屋をいう。以下この項及び第二十四条第二項において同じ。))の構造及び設備に関する規格に基づき共同住宅等を新築し、これを分譲することを業として行う建築主であつて、その一年間に新築する当該規格に基づく共同住宅等(以下この項及び次条第一項において「分譲型規格共同住宅等」という。))の住戸の数が政令で定める数以上であるものをいう。同項において同じ。)は、第六条第一項及び第二項に定めるもののほか、その新築する分譲型規格共同住宅等を次条第一項に規定する基準に適合させるよう努めなければならない。

(分譲型一戸建て規格住宅等のエネルギー消費性能の一層の向上に関する基準)

第二十二条 経済産業大臣及び国土交通大臣は、経済産業省令・国土交通省令で、分譲型一戸建て規格住宅又は分譲型規格共同住宅等(以下この条及び次条において「分譲型一戸建て規格住宅等」という。))ごとに、特定一戸建て住宅建築主又は特定共同住宅等

建て住宅建築主等」という。)の新築する分譲型一戸建て規格住宅等のエネルギー消費性能の一層の向上(建築物エネルギー消費性能基準に適合する建築物において確保されるエネルギー消費性能を超えるエネルギー消費性能を当該建築物において確保することをいう。以下同じ。)のために必要な住宅の構造及び設備に関する基準を定めなければならない。

2
(略)

(特別特定一戸建て住宅建築主及び特別特定共同住宅等建築主の指定)

第二十二條の二 国土交通大臣は、特定一戸建て住宅建築主のうち、前年度に新築した分譲型一戸建て規格住宅の戸数が、住宅市場に占める割合が特に大きいものとして政令で定める戸数(次項及び第三項第二号において「基準戸数」という。)以上であるものを、エネルギー消費性能の一層の向上に特に寄与する必要がある者として指定するものとする。

2 特定一戸建て住宅建築主は、前年度に新築した分譲型一戸建て規格住宅の戸数が基準戸数以上であるときは、国土交通省令で定めるところにより、その分譲型一戸建て規格住宅の戸数その他国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に届け出なければならない。ただし、前項の規定により指定された特定一戸建て住宅建築主(次項及び第九項において「特別特定一戸建て住宅建築主」という。)については、この限りでない。

3 特別特定一戸建て住宅建築主は、次の各号のいずれかに掲げる事由が生じたときは、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に、第一項の規定による指定を取り消すべき旨の申出をすることができ。

一 分譲型一戸建て規格住宅の新築を行わなくなったとき。
二 前年度に新築した分譲型一戸建て規格住宅の戸数が基準戸数

建築主(次項及び同条において「特定一戸建て住宅建築主等」という。)の新築する分譲型一戸建て規格住宅等のエネルギー消費性能の一層の向上(建築物エネルギー消費性能基準に適合する建築物において確保されるエネルギー消費性能を超えるエネルギー消費性能を当該建築物において確保することをいう。以下同じ。)のために必要な住宅の構造及び設備に関する基準を定めなければならない。

2
(略)

(新設)

を下回った場合において、当該年度に新築する分譲型一戸建て規格住宅の戸数が再び基準戸数以上となることがないと明らかに認められるとき。

4| 国土交通大臣は、前項の申出があった場合において、その申出に理由があると認めるときは、遅滞なく、第一項の規定による指定を取り消すものとする。前項の申出がない場合において、同項各号のいずれかに掲げる事由が生じたと認められるときも、同様とする。

5| 国土交通大臣は、特定共同住宅等建築主のうち、前年度に新築した分譲型規格共同住宅等の戸数が、住宅市場に占める割合が特に大きいものとして政令で定める戸数（次項及び第七項第二号において「基準戸数」という。）以上であるものを、エネルギー消費性能の一層の向上に特に寄与する必要がある者として指定するものとする。

6| 特定共同住宅等建築主は、前年度に新築した分譲型規格共同住宅等の戸数が基準戸数以上であるときは、国土交通省令で定めるところにより、その分譲型規格共同住宅等の戸数その他国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に届け出なければならない。ただし、前項の規定により指定された特定共同住宅等建築主（次項及び第九項において「特別特定共同住宅等建築主」という。）については、この限りでない。

7| 特別特定共同住宅等建築主は、次の各号のいずれかに掲げる事由が生じたときは、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に、第五項の規定による指定を取り消すべき旨の申出をすることができる。

一 分譲型規格共同住宅等の新築を行わなくなったとき。
二 前年度に新築した分譲型規格共同住宅等の戸数が基準戸数を下回った場合において、当該年度に新築する分譲型規格共同住宅等の戸数が再び基準戸数以上となることがないと明らかに認められるとき。

8| 国土交通大臣は、前項の申出があつた場合において、その申出に理由があると認めるときは、遅滞なく、第五項の規定による指定を取り消すものとする。前項の申出がない場合において、同項各号のいずれかに掲げる事由が生じたと認められるときも、同様とする。

9| 国土交通大臣は、第一項及び第五項の規定による指定並びに第四項及び前項の規定による指定の取消しを行うために必要な限度において、特定一戸建て住宅建築主等若しくは特別特定一戸建て住宅建築主等（特別特定一戸建て住宅建築主又は特別特定共同住宅等建築主をいう。以下同じ。）に対し、その新築した、若しくは新築しようとする分譲型一戸建て規格住宅等の戸数に関し報告させ、又はその職員に、特定一戸建て住宅建築主等若しくは特別特定一戸建て住宅建築主等の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

10| 第十五条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

（特別特定一戸建て住宅建築主等の判断の基準となるべき事項）
第二十二条の三 経済産業大臣及び国土交通大臣は、経済産業省令・国土交通省令で、特別特定一戸建て住宅建築主等がエネルギー消費性能の一層の向上に計画的に取り組むための建築物のエネルギー消費性能の一層の向上に係る目標の設定の目安及び当該目標を達成するために計画的に取り組むべき措置に関し、特別特定一戸建て住宅建築主等の判断の基準となるべき事項を定めなければならない。

2| 前項に規定する判断の基準となるべき事項は、特別特定一戸建て住宅建築主等の新築する分譲型一戸建て規格住宅等のうちエネルギー消費性能が最も優れているものの当該エネルギー消費性能、分譲型一戸建て規格住宅等に関する技術開発の将来の見通しその他の事情を勘案して定めるものとし、これらの事情の変動に応

（新設）

じて必要な改定をするものとする。

(中長期的な計画の作成)

第二十二條の四 特別特定一戸建て住宅建築主等は、第二十二條の二第一項又は第五項の指定を受けた日の属する年度の翌年度以降、国土交通省令で定めるところにより、定期に、前条第一項に規定する判断の基準となるべき事項を踏まえ、建築物のエネルギー消費性能の一層の向上に係る目標及びその達成のために取り組む事項を定めた中長期的な計画を作成し、国土交通大臣に提出しなければならない。

(定期の報告)

第二十二條の五 特別特定一戸建て住宅建築主等は、第二十二條の二第一項又は第五項の指定を受けた日の属する年度の翌々年度以降、毎年度、国土交通省令で定めるところにより、前条の計画で定めた事項及びエネルギー消費性能の一層の向上のために必要な措置に係る当該年度の前年度の取組状況に関し、国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に報告しなければならない。

(特定一戸建て住宅建築主等及び特別特定一戸建て住宅建築主等に対する勧告及び命令等)

第二十三條 国土交通大臣は、特定一戸建て住宅建築主等の新築する分譲型一戸建て規格住宅等につき、第二十二條第一項に規定する基準に照らしてエネルギー消費性能の一層の向上を相当程度行う必要があると認めるときは、当該特定一戸建て住宅建築主等に対し、その目標を示して、その新築する分譲型一戸建て規格住宅等のエネルギー消費性能の一層の向上を図るべき旨の勧告をすることができる。

2 国土交通大臣は、特別特定一戸建て住宅建築主等が第二十二條の四の規定により作成した計画の内容又は当該計画で定めた事項

(新設)

(新設)

(特定一戸建て住宅建築主等に対する勧告及び命令等)

第二十三條 国土交通大臣は、特定一戸建て住宅建築主等の新築する分譲型一戸建て規格住宅等につき、前条第一項に規定する基準に照らしてエネルギー消費性能の一層の向上を相当程度行う必要があると認めるときは、当該特定一戸建て住宅建築主等に対し、その目標を示して、その新築する分譲型一戸建て規格住宅等のエネルギー消費性能の一層の向上を図るべき旨の勧告をすることができる。

(新設)

に係る取組状況が第二十二条の三第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該特別特定一戸建て住宅建築主等に対し、当該計画で定めた事項の見直し又は当該計画で定めた事項に係る取組状況の改善に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

3| 国土交通大臣は、第一項の勧告を受けた特定一戸建て住宅建築主等又は前項の勧告を受けた特別特定一戸建て住宅建築主等がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

4| 国土交通大臣は、第一項の勧告を受けた特定一戸建て住宅建築主等が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、第二十二条第一項に規定する基準に照らして特定一戸建て住宅建築主等が行うべきその新築する分譲型一戸建て規格住宅等のエネルギー消費性能の一層の向上を著しく害すると認めるときは、社会資本整備審議会の意見を聴いて、当該特定一戸建て住宅建築主等に対し、相当の期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

5| 国土交通大臣は、第二項の勧告を受けた特別特定一戸建て住宅建築主等が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、その新築する分譲型一戸建て規格住宅等のエネルギー消費性能の一層の向上を図ることが困難であると認めるときは、社会資本整備審議会の意見を聴いて、当該特別特定一戸建て住宅建築主等に対し、相当の期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

6| 国土交通大臣は、前各項の規定の施行に必要な限度において、特定一戸建て住宅建築主等に対し、その新築する分譲型一戸建て規格住宅等に係る業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、特定一戸建て住宅建築主等の事務所その他の事業場若しくは特定一戸建て住宅建築主等の新築する分譲型一戸建て規格住宅等若しくはその工事現場に立ち入り、特定一戸建て住宅建築主等の新築する分譲型一戸建て規格住宅等、帳簿、書類その他の物件を検査

2| 国土交通大臣は、前項の勧告を受けた特定一戸建て住宅建築主等がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3| 国土交通大臣は、第一項の勧告を受けた特定一戸建て住宅建築主等が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、前条第一項に規定する基準に照らして特定一戸建て住宅建築主等が行うべきその新築する分譲型一戸建て規格住宅等のエネルギー消費性能の一層の向上を著しく害すると認めるときは、社会資本整備審議会の意見を聴いて、当該特定一戸建て住宅建築主等に対し、相当の期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(新設)

4| 国土交通大臣は、前三項の規定の施行に必要な限度において、特定一戸建て住宅建築主等に対し、その新築する分譲型一戸建て規格住宅等に係る業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、特定一戸建て住宅建築主等の事務所その他の事業場若しくは特定一戸建て住宅建築主等の新築する分譲型一戸建て規格住宅等若しくはその工事現場に立ち入り、特定一戸建て住宅建築主等の新築する分譲型一戸建て規格住宅等、帳簿、書類その他の物件を検査

させることができる。

7 | (略)

第四節

請負型一戸建て規格住宅及び請負型規格共同住宅
等に係る措置

(特定一戸建て住宅建設工事業者及び特定共同住宅等建設工事業者の努力)

第二十四条 特定一戸建て住宅建設工事業者(自らが定めた一戸建ての住宅の構造及び設備に関する規格に基づき一戸建ての住宅を新たに建設する工事を業として請け負う者であつて、前年度に新たに建設した当該規格に基づく一戸建ての住宅(以下「請負型一戸建て規格住宅」という。))の戸数が政令で定める数以上であるものをいう。以下同じ。)は、その新たに建設する請負型一戸建て規格住宅を次条第一項に規定する基準に適合させるよう努めなければならない。

2 特定共同住宅等建設工事業者(自らが定めた共同住宅等の構造及び設備に関する規格に基づき共同住宅等を新たに建設する工事を業として請け負う者であつて、前年度に新たに建設した当該規格に基づく共同住宅等(以下「請負型規格共同住宅等」という。))の住戸の数が政令で定める数以上であるものをいう。以下同じ。は、その新たに建設する請負型規格共同住宅等を次条第一項に規定する基準に適合させるよう努めなければならない。

(請負型一戸建て規格住宅等のエネルギー消費性能の一層の向上に関する基準)

第二十五条 経済産業大臣及び国土交通大臣は、経済産業省令・国土交通省令で、請負型一戸建て規格住宅又は請負型規格共同住宅等(以下「請負型一戸建て規格住宅等」という。))ごとに、特定

させることができる。

5 | (略)

第三節

請負型一戸建て規格住宅及び請負型規格共同住宅
等に係る措置

(特定一戸建て住宅建設工事業者及び特定共同住宅等建設工事業者の努力)

第二十四条 特定一戸建て住宅建設工事業者(自らが定めた一戸建ての住宅の構造及び設備に関する規格に基づき一戸建ての住宅を新たに建設する工事を業として請け負う者であつて、その一年間に新たに建設する当該規格に基づく一戸建ての住宅(以下この項及び次条第一項において「請負型一戸建て規格住宅」という。))の戸数が政令で定める数以上であるものをいう。同項において同じ。)は、その新たに建設する請負型一戸建て規格住宅を同項に規定する基準に適合させるよう努めなければならない。

2 特定共同住宅等建設工事業者(自らが定めた共同住宅等の構造及び設備に関する規格に基づき共同住宅等を新たに建設する工事を業として請け負う者であつて、その一年間に新たに建設する当該規格に基づく共同住宅等(以下この項及び次条第一項において「請負型規格共同住宅等」という。))の住戸の数が政令で定める数以上であるものをいう。同項において同じ。は、その新たに建設する請負型規格共同住宅等を同項に規定する基準に適合させるよう努めなければならない。

(請負型一戸建て規格住宅等のエネルギー消費性能の一層の向上に関する基準)

第二十五条 経済産業大臣及び国土交通大臣は、経済産業省令・国土交通省令で、請負型一戸建て規格住宅又は請負型規格共同住宅等(以下この条及び次条において「請負型一戸建て規格住宅等」

一戸建て住宅建設工事業者又は特定共同住宅等建設工事業者（以下「特定一戸建て住宅建設工事業者等」という。）の新たに建設する請負型一戸建て規格住宅等のエネルギー消費性能の一層の向上のために必要な住宅の構造及び設備に関する基準を定めなければならない。

2
(略)

（特別特定一戸建て住宅建設工事業者及び特別特定共同住宅等建設工事業者の指定）

第二十五条の二 国土交通大臣は、特定一戸建て住宅建設工事業者のうち、前年度に新たに建設した請負型一戸建て規格住宅の戸数が、住宅市場に占める割合が特に大きいものとして政令で定める戸数（次項及び第三項第二号において「基準戸数」という。）以上であるものを、エネルギー消費性能の一層の向上に特に寄与する必要がある者として指定するものとする。

2 特定一戸建て住宅建設工事業者は、前年度に新たに建設した請負型一戸建て規格住宅の戸数が基準戸数以上であるときは、国土交通省令で定めるところにより、その請負型一戸建て規格住宅の戸数その他国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に届け出なければならない。ただし、前項の規定により指定された特定一戸建て住宅建設工事業者（次項及び第九項において「特別特定一戸建て住宅建設工事業者」という。）については、この限りでない。

3 特別特定一戸建て住宅建設工事業者は、次の各号のいずれかに掲げる事由が生じたときは、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に、第一項の規定による指定を取り消すべき旨の申出をすることができる。

一 請負型一戸建て規格住宅の新たな建設を行わなくなったとき。

二 前年度に新たに建設した請負型一戸建て規格住宅の戸数が基

という。）ごとに、特定一戸建て住宅建設工事業者又は特定共同住宅等建設工事業者（次項及び同条において「特定一戸建て住宅建設工事業者等」という。）の新たに建設する請負型一戸建て規格住宅等のエネルギー消費性能の一層の向上のために必要な住宅の構造及び設備に関する基準を定めなければならない。

2
(略)

(新設)

準戸数を下回った場合において、当該年度に新たに建設する請負型一戸建て規格住宅の戸数が再び基準戸数以上となることがないと明らかに認められるとき。

4 | 国土交通大臣は、前項の申出があつた場合において、その申出に理由があると認めるときは、遅滞なく、第一項の規定による指定を取り消すものとする。前項の申出がない場合において、同項各号のいずれかに掲げる事由が生じたと認められるときも、同様とする。

5 | 国土交通大臣は、特定共同住宅等建設工事業者のうち、前年度に新たに建設した請負型規格共同住宅等の戸数が、住宅市場に占める割合が特に大きいものとして政令で定める戸数（次項及び第七項第二号において「基準戸数」という。）以上であるものを、エネルギー消費性能の一層の向上に特に寄与する必要がある者として指定するものとする。

6 | 特定共同住宅等建設工事業者は、前年度に新たに建設した請負型規格共同住宅等の戸数が基準戸数以上であるときは、国土交通省令で定めるところにより、その請負型規格共同住宅等の戸数その他国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に届け出なければならぬ。ただし、前項の規定により指定された特定共同住宅等建設工事業者（次項及び第九項において「特別特定共同住宅等建設工事業者」という。）については、この限りでない。

7 | 特別特定共同住宅等建設工事業者は、次の各号のいずれかに掲げる事由が生じたときは、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に、第五項の規定による指定を取り消すべき旨の申出をすることができる。

一 | 請負型規格共同住宅等の新たな建設を行わなくなったとき。
二 | 前年度に新たに建設した請負型規格共同住宅等の戸数が基準戸数を下回った場合において、当該年度に新たに建設する請負型規格共同住宅等の戸数が再び基準戸数以上となることがないと明らかに認められるとき。

8| 国土交通大臣は、前項の申出があつた場合において、その申出に理由があると認めるときは、遅滞なく、第五項の規定による指定を取り消すものとする。前項の申出がない場合において、同項各号のいずれかに掲げる事由が生じたと認められるときも、同様とする。

9| 国土交通大臣は、第一項及び第五項の規定による指定並びに第四項及び前項の規定による指定の取消しを行うために必要な限度において、特定一戸建て住宅建設工事業者等若しくは特別特定一戸建て住宅建設工事業者等（特別特定一戸建て住宅建設工事業者又は特別特定共同住宅等建設工事業者をいう。以下同じ。）に対し、その新たに建設した、若しくは建設しようとする請負型一戸建て規格住宅等の戸数に関し報告させ、又はその職員に、特定一戸建て住宅建設工事業者等若しくは特別特定一戸建て住宅建設工事業者等の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

10| 第十五条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

（特別特定一戸建て住宅建設工事業者等の判断の基準となるべき事項）

第二十五条の三 経済産業大臣及び国土交通大臣は、経済産業省令・国土交通省令で、特別特定一戸建て住宅建設工事業者等がエネルギー消費性能の一層の向上に計画的に取り組むための建築物のエネルギー消費性能の一層の向上に係る目標の設定の目安及び当該目標を達成するために計画的に取り組むべき措置に関し、特別特定一戸建て住宅建設工事業者等の判断の基準となるべき事項を定めなければならない。

2| 前項に規定する判断の基準となるべき事項は、特別特定一戸建て住宅建設工事業者等の新たに建設する請負型一戸建て規格住宅等のうちエネルギー消費性能が最も優れているものの当該エネルギー

（新設）

ギー消費性能、請負型一戸建て規格住宅等に関する技術開発の将来の見通しその他の事情を勘案して定めるものとし、これらの事情の変動に応じて必要な改定をするものとする。

(中長期的な計画の作成)

第二十五条の四 特別特定一戸建て住宅建設工事業者等は、第二十五条の二第一項又は第五項の指定を受けた日の属する年度の翌年度以降、国土交通省令で定めるところにより、定期に、前条第一項に規定する判断の基準となるべき事項を踏まえ、建築物のエネルギー消費性能の一層の向上に係る目標及びその達成のために取り組む事項を定めた中長期的な計画を作成し、国土交通大臣に提出しなければならない。

(定期の報告)

第二十五条の五 特別特定一戸建て住宅建設工事業者等は、第二十五条の二第一項又は第五項の指定を受けた日の属する年度の翌々年度以降、毎年度、国土交通省令で定めるところにより、前条の計画で定めた事項及びエネルギー消費性能の一層の向上のために必要な措置に係る当該年度の前年度の取組状況に関し、国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に報告しなければならない。

(特定一戸建て住宅建設工事業者等及び特別特定一戸建て住宅建設工事業者等に対する勧告及び命令等)

第二十六条 国土交通大臣は、特定一戸建て住宅建設工事業者等の新たに建設する請負型一戸建て規格住宅等につき、第二十五条第一項に規定する基準に照らしてエネルギー消費性能の一層の向上を相当程度行う必要があると認めるときは、当該特定一戸建て住宅建設工事業者等に対し、その目標を示して、その新たに建設する請負型一戸建て規格住宅等のエネルギー消費性能の一層の向上を図るべき旨の勧告をすることができる。

(新設)

(新設)

(特定一戸建て住宅建設工事業者等に対する勧告及び命令等)

第二十六条 国土交通大臣は、特定一戸建て住宅建設工事業者等の新たに建設する請負型一戸建て規格住宅等につき、前条第一項に規定する基準に照らしてエネルギー消費性能の一層の向上を相当程度行う必要があると認めるときは、当該特定一戸建て住宅建設工事業者等に対し、その目標を示して、その新たに建設する請負型一戸建て規格住宅等のエネルギー消費性能の一層の向上を図るべき旨の勧告をすることができる。

2| 国土交通大臣は、特別特定一戸建て住宅建設工事業者等が第二

十五条の四の規定により作成した計画の内容又は当該計画で定め
た事項に係る取組状況が第二十五条の三第一項に規定する判断の
基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるとき
は、当該特別特定一戸建て住宅建設工事業者等に対し、当該計画
で定めた事項の見直し又は当該計画で定めた事項に係る取組状況
の改善に關し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができ
る。

3| 国土交通大臣は、第一項の勧告を受けた特定一戸建て住宅建設
工事業者等又は前項の勧告を受けた特別特定一戸建て住宅建設工
事業者等がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表するこ
とができる。

4| 国土交通大臣は、第一項の勧告を受けた特定一戸建て住宅建設
工事業者等が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらな
かった場合において、第二十五条第一項に規定する基準に照らし
て特定一戸建て住宅建設工事業者等が行うべきその新たに建設す
る請負型一戸建て規格住宅等のエネルギー消費性能の一層の向上
を著しく害すると認めるときは、社会資本整備審議会の意見を聴
いて、当該特定一戸建て住宅建設工事業者等に対し、相当の期限
を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることがで
きる。

5| 国土交通大臣は、第二項の勧告を受けた特別特定一戸建て住宅
建設工事業者等が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をと
らなかった場合において、その新たに建設する請負型一戸建て規
格住宅等のエネルギー消費性能の一層の向上を図ることが困難で
あると認めるときは、社会資本整備審議会の意見を聴いて、当該
特別特定一戸建て住宅建設工事業者等に対し、相当の期限を定め
て、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

6| 国土交通大臣は、前各項の規定の施行に必要な限度において、
特定一戸建て住宅建設工事業者等に対し、その新たに建設する請

(新設)

2| 国土交通大臣は、前項の勧告を受けた特定一戸建て住宅建設工
事業者等がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表するこ
とができる。

3| 国土交通大臣は、第一項の勧告を受けた特定一戸建て住宅建設
工事業者等が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらな
かった場合において、前条第一項に規定する基準に照らして特定
一戸建て住宅建設工事業者等が行うべきその新たに建設する請負
型一戸建て規格住宅等のエネルギー消費性能の一層の向上を著し
く害すると認めるときは、社会資本整備審議会の意見を聴いて、
当該特定一戸建て住宅建設工事業者等に対し、相当の期限を定め
て、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(新設)

4| 国土交通大臣は、前三項の規定の施行に必要な限度において、
特定一戸建て住宅建設工事業者等に対し、その新たに建設する請

負型一戸建て規格住宅等に係る業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、特定一戸建て住宅建設工事業者等の事務所その他の事業場若しくは特定一戸建て住宅建設工事業者等の新たに建設する請負型一戸建て規格住宅等若しくはその工事現場に立ち入り、特定一戸建て住宅建設工事業者等の新たに建設する請負型一戸建て規格住宅等、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

7 | (略)

(削る)

第五節 販売事業者等による建築物の販売等に係る措置

(削る)

第六節 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等

(建築物エネルギー消費性能向上計画の認定基準等)

第三十条 所管行政庁は、前条第一項の規定による認定の申請があった場合において、当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をすることができる。

一 申請建築物が次のいずれかに該当するものであること。

イ そのエネルギー消費性能が建築物エネルギー消費性能誘導基準（建築物のエネルギー消費性能の一層の向上の促進のために誘導すべき経済産業省令・国土交通省令で定める基準をいう。次条及び第三十条の三第一項において同じ。）に適合するものであること。

ロ 次条第一項に規定する同等性の認定を受けたものであること。

負型一戸建て規格住宅等に係る業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、特定一戸建て住宅建設工事業者等の事務所その他の事業場若しくは特定一戸建て住宅建設工事業者等の新たに建設する請負型一戸建て規格住宅等若しくはその工事現場に立ち入り、特定一戸建て住宅建設工事業者等の新たに建設する請負型一戸建て規格住宅等、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

5 | (略)

第四章 販売事業者等による建築物の販売等に係る措置

(新設)

第五章 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等

(新設)

(建築物エネルギー消費性能向上計画の認定基準等)

第三十条 所管行政庁は、前条第一項の規定による認定の申請があった場合において、当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をすることができる。

一 申請建築物のエネルギー消費性能が建築物エネルギー消費性能誘導基準（建築物のエネルギー消費性能の一層の向上の促進のために誘導すべき経済産業省令・国土交通省令で定める基準をいう。第四号及び第三十五条第一項において同じ。）に適合するものであること。

二・三 (略)

四 建築物エネルギー消費性能向上計画に前条第三項各号に掲げる事項が記載されている場合にあっては、当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る他の建築物が第一号イ又はロのいずれかに該当するものであること。

2
8 (略)

(建築物エネルギー消費性能向上計画に係る特殊の構造又は設備を用いる建築物の認定)

第三十条の二 建築主は、第二十九条第一項の規定による認定の申請をしようとする場合において、当該申請に係る建築物が特殊の構造又は設備を用いるため建築物エネルギー消費性能誘導基準に適合させることが困難なものであるときは、国土交通大臣に対し、当該建築物が建築物エネルギー消費性能誘導基準に適合する建築物と同等以上のエネルギー消費性能を有するものである旨の認定(以下「同等性の認定」という。)を申請することができる。

2 前項の規定による申請をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、国土交通省令で定める事項を記載した申請書を提出して、これを行わなければならない。

3 国土交通大臣は、第一項の規定による申請があつた場合において、当該申請に係る建築物が建築物エネルギー消費性能誘導基準に適合する建築物と同等以上のエネルギー消費性能を有するものであると認めるときは、当該建築物について同等性の認定をすることができる。

(審査のための評価)

第三十条の三 国土交通大臣は、同等性の認定のための審査に当たっては、審査に係る特殊の構造又は設備を用いる建築物の建築物エネルギー消費性能誘導基準への適合に関する評価であつて、登

二・三 (略)

四 建築物エネルギー消費性能向上計画に前条第三項各号に掲げる事項が記載されている場合にあっては、当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る他の建築物のエネルギー消費性能が建築物エネルギー消費性能誘導基準に適合するものであること。

2
8 (略)

(新設)

(新設)

録建築物エネルギー消費性能評価機関が行うものに基づきこれを行うものとする。

2 前条第一項の規定による申請をしようとする者は、登録建築物エネルギー消費性能評価機関が作成した当該申請に係る特殊の構造又は設備を用いる建築物のエネルギー消費性能に関する評価書を同条第二項の申請書に添えて、これをしなければならぬ。この場合において、国土交通大臣は、当該評価書に基づき同等性の認定のための審査を行うものとする。

(手数料)

第三十条の四 第三十条の二第一項の規定による申請をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、実費を勘案して国土交通省令で定める額の手数料を国に納めなければならない。

(建築物エネルギー消費性能向上計画の変更)

第三十一条 第三十条第一項の認定を受けた者（次条から第三十四条までにおいて「認定建築主」という。）は、当該認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁の認定を受けなければならない。

2 第三十条の規定は、前項の認定について準用する。

(認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の容積率の特例)

第三十五条 建築基準法第五十二条第一項、第二項、第七項、第十二項及び第十四項、第五十七条の二第三項第二号、第五十七条の三第二項、第五十九条第一項及び第三項、第五十九条の二第一項、第六十条第一項、第六十条の二第一項及び第四項、第六十八条の三第一項、第六十八条の四、第六十八条の五（第二号イを除く

(新設)

(建築物エネルギー消費性能向上計画の変更)

第三十一条 前条第一項の認定を受けた者（次条から第三十四条までにおいて「認定建築主」という。）は、当該認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁の認定を受けなければならない。

2 前条の規定は、前項の認定について準用する。

(認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の容積率の特例)

第三十五条 建築基準法第五十二条第一項、第二項、第七項、第十二項及び第十四項、第五十七条の二第三項第二号、第五十七条の三第二項、第五十九条第一項及び第三項、第五十九条の二第一項、第六十条第一項、第六十条の二第一項及び第四項、第六十八条の三第一項、第六十八条の四、第六十八条の五（第二号イを除く

。）、第六十八条の五の二（第二号イを除く。）、第六十八条の五の三第一項（第一号ロを除く。）、第六十八条の五の四（第一号ロを除く。）、第六十八条の五の五第一項第一号ロ、第六十八条の八、第六十八条の九第一項、第八十六条第三項及び第四項、第八十六条の二第二項及び第三項、第八十六条の五第三項並びに第八十六条の六第一項に規定する建築物の容積率（同法第五十九条第一項、第六十条の二第一項及び第六十八条の九第一項に規定するものについては、これらの規定に規定する建築物の容積率の最高限度に係る場合に限る。）の算定の基礎となる延べ面積には、同法第五十二条第三項及び第六項に定めるもののほか、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の床面積のうち、第三十条第一項第一号イ又はロのいずれかに適合させるための措置をとることにより通常の建築物の床面積を超えることとなる場合における政令で定める床面積は、算入しないものとする。

2 (略)

第四章 登録建築物エネルギー消費性能判定機関等

(登録基準等)

第三十八条 国土交通大臣は、登録の申請をした者（以下この項において「登録申請者」という。）が次に掲げる基準の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一 (略)

二 登録申請者が、業として、建築物を設計し若しくは販売し、建築物の販売を代理し若しくは媒介し、又は建築物の建設工事を請け負う者（以下「建築物関連事業者」という。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 登録申請者が株式会社である場合にあっては、建築物関連事業者がその親法人（会社法（平成十七年法律第八十六号）

。）、第六十八条の五の二（第二号イを除く。）、第六十八条の五の三第一項（第一号ロを除く。）、第六十八条の五の四（第一号ロを除く。）、第六十八条の五の五第一項第一号ロ、第六十八条の八、第六十八条の九第一項、第八十六条第三項及び第四項、第八十六条の二第二項及び第三項、第八十六条の五第三項並びに第八十六条の六第一項に規定する建築物の容積率（同法第五十九条第一項、第六十条の二第一項及び第六十八条の九第一項に規定するものについては、これらの規定に規定する建築物の容積率の最高限度に係る場合に限る。）の算定の基礎となる延べ面積には、同法第五十二条第三項及び第六項に定めるもののほか、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の床面積のうち、建築物エネルギー消費性能誘導基準に適合させるための措置をとることにより通常の建築物の床面積を超えることとなる場合における政令で定める床面積は、算入しないものとする。

2 (略)

第六章 登録建築物エネルギー消費性能判定機関等

(登録基準等)

第三十八条 国土交通大臣は、登録の申請をした者（以下この項において「登録申請者」という。）が次に掲げる基準の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一 (略)

二 登録申請者が、業として、建築物を設計し若しくは販売し、建築物の販売を代理し若しくは媒介し、又は建築物の建設工事を請け負う者（以下この号及び第五十五条第一項第二号において「建築物関連事業者」という。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 登録申請者が株式会社である場合にあっては、建築物関連事業者がその親法人（会社法（平成十七年法律第八十六号）

第八百七十九条第一項に規定する親法人をいう。第五十五条第一項第二号イ及び第六十四条の十五第一項第二号イにおいて同じ。）であること。

ロ 登録申請者の役員（持分会社（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。第五十五条第一項第二号ロ及び第六十四条の十五第一項第二号ロにおいて同じ。）にあつては、業務を執行する社員）に占める建築物関連事業者の役員又は職員（過去二年間に当該建築物関連事業者の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

ハ（略）

三・四（略）

2（略）

（登録）

第五十三条 第十七条第一項の登録（以下この節において「登録」という。）は、国土交通省令で定めるところにより、第十六条第三項の認定及び同等性の認定のための審査に必要な評価（以下この節及び第六十九条第二項において「評価」という。）の業務を行おうとする者の申請により行う。

2（略）

第五章 建築物再生可能エネルギー利用促進区域における措置

置

第六章 建築物通算炭素排出量評価に係る措置等

第一節 総則

（建築物通算炭素排出量の削減に係る関係者の努力）

第八百七十九条第一項に規定する親法人をいう。第五十五条第一項第二号イにおいて同じ。）であること。

ロ 登録申請者の役員（持分会社（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。第五十五条第一項第二号ロにおいて同じ。）にあつては、業務を執行する社員）に占める建築物関連事業者の役員又は職員（過去二年間に当該建築物関連事業者の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

ハ（略）

三・四（略）

2（略）

（登録）

第五十三条 第十七条第一項の登録（以下この節において「登録」という。）は、国土交通省令で定めるところにより、第十六条第三項の認定のための審査に必要な評価の業務を行おうとする者の申請により行う。

2（略）

第七章 建築物再生可能エネルギー利用促進区域における措置

置

（新設）

（新設）

第六十四条の二 建築主は、その建築又は修繕若しくは模様替をし

ようとする建築物について、建築物の所有者、管理者又は占有者は、その所有し、管理し、又は占有する建築物について、建築物通算炭素排出量の削減を図るよう努めなければならない。

2 建築士は、建築物の建築又は修繕若しくは模様替に係る設計を行うときは、国土交通省令で定めるところにより、当該設計の委託をした建築主に対し、当該設計に係る建築物の建築物通算炭素排出量の削減に資する事項について説明するよう努めなければならない。

3 建設業者（建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二条第三項に規定する建設業者をいう。第六十四条の十第二項において同じ。）は、建築工事の請負契約の締結を行うときは、当該請負契約の相手方である建築主に対し、当該請負契約に係る建築物の建築物通算炭素排出量の削減に資する事項について説明するよう努めなければならない。

4 建築材料等製造等事業者は、その製造等を行う建築材料等について、炭素排出量原単位（建築材料等の製造等に伴って排出される当該建築材料等の単位数量当たりの炭素量をいう。以下同じ。）を表示するよう努めなければならない。

（建築物等に係る指導及び助言）

第六十四条の三 国土交通大臣は、建築物通算炭素排出量の削減のため特に必要があると認めるときは、建築主等又は建築物の設計若しくは施工を行う事業者に対し、建築物の設計、施工及び維持保全に係る事項について必要な指導及び助言をすることができる。

2 主務大臣は、建築物通算炭素排出量の削減のため特に必要があると認めるときは、建築材料等製造等事業者に対し、炭素排出量原単位の表示について必要な指導及び助言をすることができる。

（新設）

（新設）

第二節 建築物通算炭素排出量評価指針

第六十四条の四 主務大臣は、基本方針に基づき、建築物通算炭素排出量評価の実施に関する指針（以下「建築物通算炭素排出量評価指針」という。）を定めるものとする。

2 建築物通算炭素排出量評価指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 建築物通算炭素排出量評価に係る建築物通算炭素排出量の算定及び評価の方法

二 建築物通算炭素排出量評価に係る建築主の判断の基準となるべき事項

三 炭素排出量原単位その他の建築物通算炭素排出量評価の実施のために必要な建築材料等に係る情報の収集及び整理の方針に関する事項

3 主務大臣は、建築物通算炭素排出量評価指針を定めようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、建築物通算炭素排出量評価指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、建築物通算炭素排出量評価指針の変更について準用する。

第三節 建築主に係る措置

（設計時建築物通算炭素排出量評価の実施）

第六十四条の五 建築主は、建築物の建築（環境への負荷が少ないものを除く。）をしようとするときは、当該建築物について、建築物通算炭素排出量評価指針に従い、設計段階における建築物通算炭素排出量評価（以下「設計時建築物通算炭素排出量評価」という。）を行うよう努めなければならない。

2 前項の建築物の設計の委託を受けた建築士は、同項の建築主に

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

対し、当該建築物の設計に係る設計時建築物通算炭素排出量評価の実施に必要な事項の説明その他の協力を行うものとする。

（設計時建築物通算炭素排出量削減計画等の届出等）

第六十四条の六 建築主（国等の機関の長を除く。）は、次に掲げる行為をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、当該行為に係る設計時建築物通算炭素排出量削減計画（設計

段階における建築物通算炭素排出量の削減のための建築物（増築又は改築をする場合にあつては、当該増築又は改築をする建築物の部分）の構造方法及び当該建築物における建築材料等の使用又は設置に関する計画をいう。以下この条及び次条において同じ。

）を作成し、当該設計時建築物通算炭素排出量削減計画に係る建築物について、建築物通算炭素排出量評価指針に従い、設計時建築物通算炭素排出量評価を行い、その工事に着手する日の十四日前までに、当該設計時建築物通算炭素排出量削減計画及び当該設計時建築物通算炭素排出量評価の結果を国土交通大臣に届け出なければならぬ。当該設計時建築物通算炭素排出量削減計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときも、同様とする。

一 建築物（政令で定める用途に供するものに限る。）の新築であつて、建築物通算炭素排出量評価の実施により建築物通算炭素排出量の削減を図る必要があるものとして政令で定める規模以上のもの

二 建築物（政令で定める用途に供するものに限る。）の増築又は改築であつて、建築物通算炭素排出量評価の実施により建築物通算炭素排出量の削減を図る必要があるものとして政令で定める規模以上のもの

2 | 国土交通大臣は、前項の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る設計時建築物通算炭素排出量評価の結果の内容が、第六十四条の四第二項第二号に規定する判断の基準となるべ

（新設）

き事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該届出を受理した日から十四日以内に限り、当該届出をした者に対し、当該届出に係る設計時建築物通算炭素排出量削減計画の変更その他必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

3 建築主は、第一項の規定による届出をする場合において、当該届出に係る建築物が第六十四条の十第一項に規定する登録建築物環境性能認証機関が行った設計時建築物通算炭素排出量評価についての認証その他これに準ずるものとして国土交通省令で定めるものを受けたものであるときは、国土交通省令で定めるところにより、その結果その他の国土交通省令で定める事項を記載した書面を提出することができる。この場合において、前二項の規定の適用については、第一項中「十四日前」とあるのは「三日以上十四日未満の範囲内で国土交通省令で定める日数前」と、前項中「十四日以内」とあるのは「前項の国土交通省令で定める日数以内」とする。

第六十四条の七 国の機関の長は、次に掲げる行為をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、当該行為に係る設計時建築物通算炭素排出量削減計画を作成し、当該設計時建築物通算炭素排出量削減計画に係る建築物について、建築物通算炭素排出量評価指針に従い、設計時建築物通算炭素排出量評価を行い、当該設計時建築物通算炭素排出量削減計画及び当該設計時建築物通算炭素排出量評価の結果を国土交通大臣に通知しなければならない。当該設計時建築物通算炭素排出量削減計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。次項において同じ。）をしようとするときも、同様とする。

一 建築物（政令で定める用途に供するものに限る。）の新築であつて、建築物通算炭素排出量評価の実施により建築物通算炭素排出量の削減を図る必要があるものとして政令で定める規模以上のもの

（新設）

二 建築物（政令で定める用途に供するものに限る。）の増築又は改築であつて、建築物通算炭素排出量評価の実施により建築物通算炭素排出量の削減を図る必要があるものとして政令で定める規模以上のもの

2 | 都道府県又は建築主事若しくは建築副主事を置く市町村の機関の長は、次に掲げる行為をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、当該行為に係る設計時建築物通算炭素排出量削減計画を作成し、当該設計時建築物通算炭素排出量削減計画に係る建築物について、建築物通算炭素排出量評価指針に従い、設計時建築物通算炭素排出量評価を行い、当該設計時建築物通算炭素排出量削減計画及び当該設計時建築物通算炭素排出量評価の結果を国土交通大臣に通知しなければならない。当該設計時建築物通算炭素排出量削減計画の変更をしようとするときも、同様とする。

一 建築物（政令で定める用途に供するものに限る。）の新築であつて、建築物通算炭素排出量評価の実施により建築物通算炭素排出量の削減を図る必要があるものとして政令で定める規模以上のもの

二 建築物（政令で定める用途に供するものに限る。）の増築又は改築であつて、建築物通算炭素排出量評価の実施により建築物通算炭素排出量の削減を図る必要があるものとして政令で定める規模以上のもの

3 | 国土交通大臣は、前二項の規定による通知があつた場合において、当該通知に係る設計時建築物通算炭素排出量評価の結果の内容が、第六十四条の四第二項第二号に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、その必要な限度において、当該通知をした者に対し、当該建築物の建築物通算炭素排出量の削減のためとるべき措置について協議を求めることができる。

(適用除外)

第六十四条の八 この節の規定は、次の各号のいずれかに該当する

建築物については、適用しない。

- 一 建築に当たって使用する建築材料等の数量が少ないこと、高い開放性を有することその他の事由により建築物通算炭素排出量が著しく少ない建築物その他の設計時建築物通算炭素排出量評価の実施の必要性が乏しいものとして政令で定める建築物
- 二 法令又は条例の定める現状変更の規制及び保存のための措置その他の措置がとられていることにより建築物通算炭素排出量の削減が困難なものであるものとして政令で定める建築物
- 三 仮設の建築物であって政令で定めるもの

第四節 建築材料等製造等事業者に係る措置

第六十四条の九 建築材料等製造等事業者は、その製造等を行う建

築材料等について、建築物通算炭素排出量評価指針に従い主務大臣が定める方法により炭素排出量原単位を算定したときは、主務省令で定めるところにより、その旨及び当該炭素排出量原単位その他主務大臣が定める事項を当該建築材料等又はその広告その他の主務省令で定めるもの（次項及び第六項において「広告等」という。）に表示することができる。

2 何人も、前項に規定する場合を除くほか、建築材料等又はその広告等に、同項に規定する方法により算定した旨の表示又はこれと紛らわしい表示をしてはならない。

3 主務大臣は、前項の規定に違反した者があるときは、その者に対し、表示の除去、表示方法の改善その他の必要な措置をとるべきことを指示することができる。

4 主務大臣は、前項の規定による指示を受けた者がその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

5 主務大臣は、第三項の規定による指示を受けた者が、正当な理

(新設)

(新設)

(新設)

由がなくてその指示に係る措置をとらなかつた場合において、当該指示を受けた者が第二項の規定に違反する行為を引き続きするおそれがあると認めるときは、その指示に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

6 主務大臣は、前三項の規定の施行に必要な限度において、建築材料等製造等事業者に対し、その表示に関し報告させ、又はその職員に、建築材料等製造等事業者の事務所、工場若しくは倉庫に立ち入り、当該表示をしている建築材料等若しくはその広告等、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

7 第十五条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

8 前各項に定めるもののほか、第一項の規定による表示に関し必要な事項は、主務省令で定める。

第七章 建築物環境性能の認証

(建築物環境性能の認証の申請)

第六十四条の十 建築主等は、第六十四条の十三から第六十四条の十五までの規定の定めるところにより国土交通大臣の登録を受けた者（以下「登録建築物環境性能認証機関」という。）に対し、建築物環境性能（建築物のエネルギー消費性能又は設計時建築物通算炭素排出量評価若しくは建設された建築物について行う建築物通算炭素排出量評価において評価された環境への負荷の低減の程度をいう。以下同じ。）の認証（以下「認証」という。）を申請することができる。

2 認証を申請しようとする者は、当該認証を受けようとする建築物の設計を行った建築士又は建築工事を請け負った建設業者に対し、認証の申請に必要な当該建築物の建築物環境性能に係る情報の提供を求めることができる。

3 認証の申請の手續に関し必要な事項は、国土交通省令で定める

(新設)

(新設)

。

（認証書の交付）

第六十四条の十一 登録建築物環境性能認証機関は、認証の申請があつた場合において、建築物環境性能について、建築物通算炭素排出量評価指針及び国土交通大臣の定める認証の基準に従つて認証を行ったときは、国土交通省令で定める事項を記載し、国土交通省令で定める標章を付した認証書（次条において「建築物環境性能認証書」という。）を交付することができる。

（標章の表示等）

第六十四条の十二 建築物環境性能認証書の交付を受けた建築主等は、認証を受けた建築物若しくはその敷地、売買契約に係る契約書若しくはこれに添付する書類又はその利用に関する広告その他の国土交通省令で定めるもの（次項において「建築物等」という。）にその建築物環境性能認証書に係る標章を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、建築物等に建築物環境性能認証書に係る標章又はこれと紛らわしい標章を付してはならない。

第八章 登録建築物環境性能認証機関

（登録）

第六十四条の十三 第六十四条の十一項の登録（以下この章において「登録」という。）は、国土交通省令で定めるところにより、国土交通省令で定める認証の区分（以下この章において「認証の区分」という。）ごとに認証の業務を行おうとする者の申請により行う。

2 第三十九条第一項及び第四十条の規定は登録について、第三十

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

九条第二項及び第三項、第四十一条並びに第四十三条から第五十一条までの規定は登録建築物環境性能認証機関について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三十九条第一項及び第二項	前条第二項第二号	第六十四条の十五第二項第二号
第四十条第二項	第三十六条から第三十八条まで	第六十四条の十三第一項、第六十四条の十四及び第六十四条の十五
第四十一条第一項ただし書	第三十七条各号	第六十四条の十四各号
第四十三条	適合性判定員	第六十四条の十六の認証員の認証員
第四十三条から第四十五条まで、第四十七條、第四十九條、第五十条第一項、第五十一条第一項及び第二項	判定の業務	認証の業務
第四十五条	判定業務規程	認証業務規程
第四十八条	第三十八条第一項	第六十四条の十五

各号

第一項各号

(欠格条項)

第六十四条の十四 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

- 一 第三十七条第一号から第三号までに掲げる者
- 二 第六十四条の十八第一項又は第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者
- 三 心身の故障により認証の業務を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの
- 四 法人であつて、その役員のうちに前三号のいずれかに該当する者があるもの

(登録基準等)

第六十四条の十五 国土交通大臣は、登録の申請をした者（以下この項において「登録申請者」という。）が次に掲げる基準の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。

- 一 次条の認証員が認証を実施し、当該認証員の数が認証の区分ごとに国土交通省令で定める数以上であること。
- 二 登録申請者が、建築物関連事業者に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。
- イ 登録申請者が株式会社である場合にあつては、建築物関連事業者がその親法人であること。
- ロ 登録申請者の役員（持分会社にあつては、業務を執行する社員）に占める建築物関連事業者の役員又は職員（過去二年間に当該建築物関連事業者の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。
- ハ 登録申請者（法人にあつては、その代表権を有する役員）が、建築物関連事業者の役員又は職員（過去二年間に当該建

(新設)

(新設)

建築物関連事業者の役員又は職員であつた者を含む。）であること。

三 認証の業務を適正に行うために認証の業務を行う部門に専任の管理者が置かれていること。

四 債務超過の状態にないこと。

2 登録は、登録建築物環境性能認証機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 登録建築物環境性能認証機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 登録建築物環境性能認証機関が行う認証の区分

四 登録建築物環境性能認証機関が認証の業務を行う事務所の所在地

五 次条の認証員の氏名

六 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

(認証員)

第六十四条の十六 登録建築物環境性能認証機関は、認証を行う認証の区分に応じ、建築物環境性能に関する専門的知識及び技術を有する者として国土交通省令で定める要件を備えるもののうちから認証員を選任しなければならない。

(認証の区分等の揭示等)

第六十四条の十七 登録建築物環境性能認証機関は、国土交通省令で定めるところにより、認証を行う認証の区分その他国土交通省令で定める事項について、その事務所において公衆に見やすいように揭示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない

(新設)

(新設)

。

（登録の取消し等）

第六十四条の十八 国土交通大臣は、登録建築物環境性能認証機関が第六十四条の十四第一号、第三号又は第四号に該当するに至ったときは、その登録を取り消さなければならない。

2 国土交通大臣は、登録建築物環境性能認証機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて認証の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第六十四条の十三第二項において準用する第三十九条第二項、第四十一条第二項、第四十六条第一項、第四十七条又は第五十一条第一項の規定に違反したとき。

二 第六十四条の十三第二項において読み替えて準用する第四十条第一項又は第三項の規定による届出のあつた認証業務規程によらないで認証の業務を行ったとき。

三 正当な理由がないのに第六十四条の十三第二項において準用する第四十六条第二項各号の請求を拒んだとき。

四 第六十四条の十三第二項において準用する第四十五条第四項、第四十八条又は第四十九条の規定による命令に違反したとき。

五 認証の業務に関し著しく不適当な行為をしたとき、又はその業務に従事する認証員若しくは法人にあつてはその役員が、認証の業務に関し著しく不適当な行為をしたとき。

六 不正な手段により登録を受けたとき。

3 第五十二条第三項の規定は、前二項の規定による登録の取消し又は前項の規定による認証の業務の停止について準用する。

第九章 雑則

（主務大臣等）

（新設）

第八章 雑則

第六十四条の十九 第六十四条の三第二項における主務大臣は、農
林水産大臣又は経済産業大臣とする。

2 第六十四条の四第一項、第三項及び第四項における主務大臣は
、国土交通大臣、農林水産大臣、経済産業大臣及び環境大臣とす
る。

3 第六十四条の九第一項及び第三項から第六項までにおける主務
大臣は、国土交通大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣とする。

4 第六十四条の九第一項及び第八項における主務省令は、前項に
定める主務大臣の発する命令とする。

(国土交通省令への委任)

第六十七条 この法律(第六十四条の九を除く。以下この条におい
て同じ。)に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事
項は、国土交通省令で定める。

第十章 罰則

第六十九条 第四十三条(第五十三条第二項又は第六十四条の十三
第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、その
職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以
下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

2 第五十二条第二項、第五十七条第二項又は第六十四条の十八第
二項の規定による判定の業務、評価の業務又は認証の業務の停止
の命令に違反したときは、その違反行為をした者は、一年以下の
拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第七十一条 第二十三条第四項若しくは第五項、第二十六条第四項
若しくは第五項、第二十八条第三項又は第六十四条の九第五項の
規定による命令に違反したときは、その違反行為をした者は、百
万円以下の罰金に処する。

(新設)

(国土交通省令への委任)

第六十七条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため
必要な事項は、国土交通省令で定める。

第九章 罰則

第六十九条 第四十三条(第五十三条第二項において準用する場合
を含む。)の規定に違反して、その職務に関して知り得た秘密を
漏らし、又は盗用した者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の
罰金に処する。

2 第五十二条第二項又は第五十七条第二項の規定による判定の業
務又は評価の業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為
をした者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第七十一条 第二十三条第三項、第二十六条第三項又は第二十八条
第三項の規定による命令に違反したときは、その違反行為をした
者は、百万円以下の罰金に処する。

第七十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第十五条第一項、第二十二條の二第九項、第二十三條第六項、第二十五條の二第九項、第二十六條第六項、第二十八條第四項若しくは第六十四條の九第六項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

二 第二十二條の二第二項若しくは第六項又は第二十五條の二第二項若しくは第六項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三 第二十二條の四又は第二十五條の四の規定に違反して提出をしなかったとき。

四 第二十二條の五又は第二十五條の五の規定に違反して報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

五 第五十條第一項（第五十三條第二項又は第六十四條の十三第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第五十條第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

第七十三条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第四十七條第一項（第五十三條第二項又は第六十四條の十三第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかったとき。

二 第四十七條第二項（第五十三條第二項又は第六十四條の十三第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

第七十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第十五条第一項、第二十三條第四項、第二十六條第四項若しくは第二十八條第四項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

（新設）

（新設）

（新設）

二 第五十條第一項（第五十三條第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第五十條第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

第七十三条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第四十七條第一項（第五十三條第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかったとき。

二 第四十七條第二項（第五十三條第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

。三 第五十一条第一項（第五十三条第二項又は第六十四条の十三第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出をしないで業務の全部を廃止し、又は虚偽の届出をしたとき。

四 第六十四条の十二第二項の規定に違反して、標章を付したとき。

第七十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

一 第四十一条第二項（第五十三条第二項又は第六十四条の十三第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第四十六条第一項（第五十三条第二項又は第六十四条の十三第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに第四十六条第二項各号（第五十三条第二項又は第六十四条の十三第二項において準用する場合を含む。）の請求を拒んだ者

三 第六十四条の六第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして、同項に規定する工事に着手した者

三 第五十一条第一項（第五十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出をしないで業務の全部を廃止し、又は虚偽の届出をしたとき。

（新設）

第七十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

一 第四十一条第二項（第五十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第四十六条第一項（第五十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに第四十六条第二項各号（第五十三条第二項において準用する場合を含む。）の請求を拒んだ者

（新設）

○ 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）（抄）（附則第十一条関係）
 ※都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和八年法律第 号）による改正後の条文

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（容積率） 第五十二条（略） 2 13 （略） 14 次の各号のいずれかに該当する建築物で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可したものの容積率は、第一項から第九項までの規定にかかわらず、その許可の範囲内において、これらの規定による限度を超えるものとすることができる。 一・二 （略） 三 建築物のエネルギー消費性能（建築物のエネルギー消費性能の向上及び脱炭素化の促進に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）<u>第二条</u>第一項第三号に規定するエネルギー消費性能をいう。次条第五項第四号において同じ。）の向上のため必要な外壁に関する工事その他の屋外に面する建築物の部分に関する工事を行う建築物で構造上やむを得ないものとして国土交通省令で定めるもの（略）	（容積率） 第五十二条（略） 2 13 （略） 14 次の各号のいずれかに該当する建築物で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可したものの容積率は、第一項から第九項までの規定にかかわらず、その許可の範囲内において、これらの規定による限度を超えるものとすることができる。 一・二 （略） 三 建築物のエネルギー消費性能（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）<u>第二条</u>第一項第二号に規定するエネルギー消費性能をいう。次条第五項第四号において同じ。）の向上のため必要な外壁に関する工事その他の屋外に面する建築物の部分に関する工事を行う建築物で構造上やむを得ないものとして国土交通省令で定めるもの（略）

○ 独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）（抄）（附則第十一条関係）
 ※老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律（令和七年法律第四十七号）による改正後の条文

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（業務の範囲） 第十三条 機構は、第四条の目的を達成するため、次の業務を行う。 一 十 （略） 十一 住宅のエネルギー消費性能（建築物のエネルギー消費性能の向上及び脱炭素化の促進に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）<u>第二条第一項第三号に規定するエネルギー消費性能をいう。</u>）の向上を主たる目的とする住宅の改良に必要な資金の貸付けを行うこと。 十二・十三 （略） 2 （略）	（業務の範囲） 第十三条 機構は、第四条の目的を達成するため、次の業務を行う。 一 十 （略） 十一 住宅のエネルギー消費性能（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）<u>第二条第一項第二号に規定するエネルギー消費性能をいう。</u>）の向上を主たる目的とする住宅の改良に必要な資金の貸付けを行うこと。 十二・十三 （略） 2 （略）

○ 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（抄）（附則第十二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案				現 行			
別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の三―第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条―第三十四条の六関係）	登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項	課税標準	税率	別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の三―第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条―第三十四条の六関係）	登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項	課税標準	税率
	一〇百五十五（略）				一〇百五十五（略）		
	百五十五の二 登録建築物エネルギー消費性能判定機関、登録建築物エネルギー消費性能評価機関又は登録建築物環境性能認証機関の登録				百五十五の二 登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録建築物エネルギー消費性能評価機関の登録		
(一) 建築物のエネルギー消費性能の向上及び脱炭素化の促進に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第十四条第一項（登録建築物エネルギー消費性能判定機関の登録）の登録（更新の登録を除く。） (二) 建築物のエネルギー消費性能の向上及び脱炭素化の促進に関する法律第十七条第一項	登録件数	一件につき九万円		(一) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第十四条第一項（登録建築物エネルギー消費性能判定機関の登録）の登録（更新の登録を除く。） (二) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十七条第一項（登録建築物エネ	登録件数	一件につき九万円	
	登録件数	一件につき九万円			登録件数	一件につき九万円	

百五十五の三、百六十 (略)	(登録建築物エネルギー消費性能評価機関の登録)の登録(更新の登録を除く。)	登録件数	一件につき 九万円
	(三) 建築物のエネルギー消費性能の向上及び脱炭素化の促進に関する法律第六十四条の十第一項(登録建築物環境性能認証機関の登録)の登録(更新の登録を除く。)		

百五十五の三、百六十 (略)	ルギー消費性能評価機関の登録)の登録(更新の登録を除く。)	(新設)	(新設)
	(新設)		

○ 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）（抄）（附則第十四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（集約都市開発事業計画の認定基準等） 第十条 （略） 2 8 （略） 9 集約都市開発事業を施行しようとする者がその集約都市開発事業計画について第一項の認定を受けたときは、当該集約都市開発事業計画に基づく特定建築物の整備のうち、建築物のエネルギー消費性能の向上及び脱炭素化の促進に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第十一条第一項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならないものについては、第三項の規定による申出があつた場合及び同法第二条第二項の条例が定められている場合を除き、同法第十一条第三項の規定により適合判定通知書の交付を受けたものとみなして、同条第六項から第八項までの規定を適用する。 （低炭素建築物新築等計画の認定基準等） 第五十四条 所管行政庁は、前条第一項の規定による認定の申請があつた場合において、当該申請に係る低炭素建築物新築等計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をすることができる。 一 当該申請に係る建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能が、建築物のエネルギー消費性能の向上及び脱炭素化の促進に関する法律第二条第一項第四号に規定する建築物エネルギー消費性能基準を超え、かつ、建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基	（集約都市開発事業計画の認定基準等） 第十条 （略） 2 8 （略） 9 集約都市開発事業を施行しようとする者がその集約都市開発事業計画について第一項の認定を受けたときは、当該集約都市開発事業計画に基づく特定建築物の整備のうち、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第十一条第一項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならないものについては、第三項の規定による申出があつた場合及び同法第二条第二項の条例が定められている場合を除き、同法第十一条第三項の規定により適合判定通知書の交付を受けたものとみなして、同条第六項から第八項までの規定を適用する。 （低炭素建築物新築等計画の認定基準等） 第五十四条 所管行政庁は、前条第一項の規定による認定の申請があつた場合において、当該申請に係る低炭素建築物新築等計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をすることができる。 一 当該申請に係る建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能が、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第二条第一項第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準を超え、かつ、建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準に適合するもの

準に適合するものであること。

二・三 (略)

2ゝ7 (略)

8 低炭素化のための建築物の新築等をしようとする者がその低炭素建築物新築等計画について第一項の認定を受けたときは、当該低炭素化のための建築物の新築等のうち、建築物のエネルギー消費性能の向上及び脱炭素化の促進に関する法律第十一条第一項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならないものについては、第二項の規定による申出があった場合及び同法第二条第二項の条例が定められている場合を除き、同法第十一条第三項の規定により適合判定通知書の交付を受けたものとみなして、同条第六項から第八項までの規定を適用する。

であること。

二・三 (略)

2ゝ7 (略)

8 低炭素化のための建築物の新築等をしようとする者がその低炭素建築物新築等計画について第一項の認定を受けたときは、当該低炭素化のための建築物の新築等のうち、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十一条第一項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならないものについては、第二項の規定による申出があった場合及び同法第二条第二項の条例が定められている場合を除き、同法第十一条第三項の規定により適合判定通知書の交付を受けたものとみなして、同条第六項から第八項までの規定を適用する。

○ 国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）（抄）（附則第十五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
第十三条 社会資本整備審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。 一・二 （略） 三 津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）、交通政策基本法（平成二十五年法律第九十二号）、土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）、公共用地の取得に関する特別措置法（昭和三十六年法律第五十号）、建設業法、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第九十一号）、都市計画法（昭和四十三年法律第百号。大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第五十五号）第四十二条第四項及び第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、都市農業振興基本法（平成二十七年法律第十四号）、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和四十一年法律第一号）、明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法（昭和五十五年法律第六十号）、河川法（昭和三十九年法律第六十七号）、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）、住生活基本法（平成十八年法律第六十一号）、住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）第二十九条第三項の規定によりその例によることとされる公営住宅法の一部を改正する法律（平成八年法律第五十五号）の規定による改正前の公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）及び建築物のエネルギー消費性能の向上及び脱炭素化の促進に関する法律（平成二	第十三条 社会資本整備審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。 一・二 （略） 三 津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）、交通政策基本法（平成二十五年法律第九十二号）、土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）、公共用地の取得に関する特別措置法（昭和三十六年法律第五十号）、建設業法、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第九十一号）、都市計画法（昭和四十三年法律第百号。大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第五十五号）第四十二条第四項及び第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、都市農業振興基本法（平成二十七年法律第十四号）、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和四十一年法律第一号）、明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法（昭和五十五年法律第六十号）、河川法（昭和三十九年法律第六十七号）、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）、住生活基本法（平成十八年法律第六十一号）、住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）第二十九条第三項の規定によりその例によることとされる公営住宅法の一部を改正する法律（平成八年法律第五十五号）の規定による改正前の公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十

2 (略)	十七年法律第五十三号)の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。
2 (略)	と。三号)の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。